

神河町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版



新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。県においても特措法で規定された事項を加え、平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、これに基づき、「神河町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成する。

町行動計画の目的

- ◇感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- ◇住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対象とする感染症

- ◇新型インフルエンザ（新型インフルエンザ等感染症＝感染症法第6条第7項）
- ◇新感染症（感染症法第6条第9項）

新型インフルエンザ対策の考え方

1 基本的な考え方

- 病原性（重傷者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じた対策の実施…3つの対策レベル**
発生初期で情報が限られているときは、最も被害が大きい場合に備えた対策をとり、国・県の方針などを踏まえて適切な対策へ切り替えていく。
- 発生段階ごとの対策（未発生期、海外発生期・県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期）**
あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定め、国や県と連携を保ちながら対応する。
- 社会全体で取り組む感染対策**
行政、医療機関、企業、学校、住民などが連携・協力し、医療対応以外の感染対策（外出の自粛・施設の使用制限・業務縮小等）や公衆衛生対策に積極的に取り組む。

2 主な対策の考え方

- 実施体制**
緊急事態宣言が発出されたときは、速やかに町長を本部長とする対策本部を設置する。
- 情報収集・提供**
サーベイランス体制を強化し、医療体制に役立て、あらゆる媒体を用いて必要な情報提供を行う。相談窓口を開設する。
- 予防・まん延防止**
個人・地域・職場への感染予防対策の啓発促進を行う。
県の方針を踏まえ、学校等の休業・施設の使用制限等の対策を講じる。
- 予防接種**
住民接種を接種順位により集団的接種を行う。
特定接種への協力と町職員への接種を行う。
- 医療**
県・医師会等と十分な検討をし、地域医療体制の整備をする。
- 住民生活及び住民経済の安定の確保**
発生時に住民生活・住民経済への影響を最小限にできるよう県・関係機関と連携し働きかけ。

【新型インフルエンザ等患者数の推計】

	神河町	兵庫県	
り患者数 (全人口の約25%)	3,060人	140万人	
医療機関受診者 (10.2%~19.5%)	約1,250人 ~2,380人	約56万人 ~108万人	
中等度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約52人 (約10人)	約23,000人 (約4,000人)
	死亡者数	約16人	7,000人
重 度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約193人 (約39人)	約88,000人 (約17,000人)
	死亡者数	約61人	約2,800人

【機構】

	新型インフルエンザ等 対策会議	新型インフルエンザ等 対策本部
本部長 会長等	会 長：副町長 管理者：健康福祉課長	本 部 長：町長 副本部長：副町長・教育長
構成員	関係課代表管理職等	各課部署代表管理職等
設置 基準	・海外で新型インフルエンザ等が発生し、会長が必要と認めるとき	・国内で新型インフルエンザ発生または疑いがあるとき ・その他、本部長が必要と認める時
主要な 業務	・住民啓発 ・準備措置 ・初期対応、まん延防止対策 ・対策の修正、検討など	・住民啓発 ・対策対応決定 ・保健、医療、支援対策 ・初期対応、まん延防止対策 ・社会機能維持対策など

【活動】

発生段階	新型インフルエンザ等の状態	活動内容	活動部署
未発生期	・発生が確認されていない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況	・情報収集 ・住民へ予防対策の普及啓発	健康福祉課
海外発生・ 県内未発生期	・海外で人から人への持続的感染が発生した状態 ・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び隣接府県では発生していない状態	・対策会議の開催 ・職員へ啓発、防護対策検討と準備 ・情報収集、情報提供 ・防疫用の器材、薬品等の状況把握、確保 ・器材等の確認準備を進める	健康福祉課 総務課 教育課 情報センター
県内発生早期	・県内または隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、疫学的関係性のない患者が発生していない状態 ・町内または隣接市町未発生期の状態	・対策会議の開催 ・職員への防護措置の実行～強化へ ・情報収集 ・住民へ情報提供、予防対策指導 ・学校へ予防対策の指導 ・職員へ協力体制の要請 ・特定接種、住民予防接種の実施 ・相談窓口の設置	健康福祉課 総務課 教育課 住民生活課 神崎総合病院 情報センター
県内感染期	・町内または隣接市町で複数の疫学的関係性のない新型インフルエンザ等患者が発生している状態 ・感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む	・対策本部の設置 ・対策会議の開催 ・学校、幼稚園、保育所等の休校閉鎖等の協議 ・公共施設閉鎖、イベント事業中止等の協議 ・情報収集 ・住民へ情報提供、予防対策指導 ・予防接種の実施 ・学校へ予防対策、防疫指導 ・非常時対応準備 ・医療機関、介護等関連施設、事業所、公共施設等への防疫指導 ・在宅療養者、要援護者への訪問等 ・医療機器利用者の対応 ・医療機関との対応措置 ・国、県と連携し情報収集、情報交換 ・消毒作業 ・遺体の火葬・安置	健康福祉課 総務課 教育課 住民生活課 情報センター 地域振興課 神崎総合病院 上下水道課
小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状態	・行動計画、マニュアルなどの見直し ・対応策等の修正 ・次に備えた感染対策の検討 ・対策本部の廃止 ・終息状況の把握 ・情報提供、注意喚起	健康福祉課 情報センター